

市第17号議案

横浜市立学校条例の一部改正

横浜市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月23日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市立学校条例の一部を改正する条例

横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

横浜市立青木小学校	を
横浜市立池上小学校	
横浜市立青木小学校	に、
横浜市立菅田小学校	を
横浜市立菅田の丘小学校	に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市立池上小学校及び横浜市立菅田小学校を新たに設置する横浜市立菅田の丘小学校に統合するため、横浜市立学校条例の一部を

改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市立学校条例（抜粋）

$\left( \begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現行} \end{array} \right)$

別表（第3条）

1 小学校

名 称	位 置
(省 略)	
横浜市立青木小学校	横浜市神奈川区
横浜市立池上小学校	
(省 略)	
横浜市立菅田の丘小学校 横浜市立菅田小学校	
(省 略)	
(省 略)	